

# 令和5年度二セコ町教育委員会（幼児センター） 会計年度任用職員募集要項

## 1 採用人員・採用職種・勤務条件 等

募集人員	1名
配属先	二セコ町教育委員会 幼児センター保育係
勤務内容	資格がある場合：特別な支援が必要な子への支援員として従事 資格がない場合：幼児センターでの保育業務に従事
勤務要件	なし（幼稚園教諭もしくは保育士資格があれば尚可）
任用期間	令和6年3月31日まで
再度の任用	選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。 （再度の任用の回数に上限はありませんが、任用期間が通算して5年を超えたとしても、無期の任用への転換申込みはできません。）
勤務時間及び休日勤務等	1 勤務時間 9時00分から17時00分 または9時00分から14時00分まで（応相談） 2 休憩時間 60分（6時間以上勤務の場合、交代制で13:00～15:00までの60分） 3 時間外勤務の有無（有・無） 4 休日勤務の有無（有・無）
勤務しない日	・土日祝日（ただし、土曜日はローテーションで、または行事等の都合により勤務する場合があります） ・年末年始（12月31日から翌年1月5日まで） ・その他（休日の代休日）
休暇	1 年次休暇 あり（勤務日数によります） 2 その他休暇 (1)有給（公民権行使、官公庁出頭、住居の滅失等、出勤困難、退勤途上、結婚休暇、忌引、子の看護、夏季休暇） (2)無給（産前、産後、保育時間、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、妊娠疾病、公務上の傷病、私傷病、骨髄ドナー）
育児休業等	1 育児休業（可） 2 育児短時間勤務（可） 3 部分休業（可）
給与	1 給料の額 2種資格（1日5時間）月額 105,870円～ （1日7時間）月額 148,210円～ 1種資格（1日5時間）月額 102,510円～ （1日7時間）月額 143,520円～ 資格なし（1日5時間）月額 96,830円～ （1日7時間）月額 135,570円～ ※職務経験年数がある方は、経験に応じて加算があります。 2 諸手当 通勤手当 通勤距離2km以上の場合支給 期末手当 給料月額に期別支給割合及び在職期間割合を乗じた額 3 支給日 給料・通勤手当 翌月10日（前月分）

	<p>期末手当 6月10日、12月10日</p> <p>4 支払い方法 指定口座への振込み</p> <p>5 給与支払時の控除（法令の規定に基づくものを除く） なし</p>
退職に関する事項	<p>1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。</p> <p>2 自己都合退職の手続（退職する30日以上前に届け出てください。退職の発令をもって退職します。）</p> <p>3 免職の自由及び手続</p> <p>(1)分限免職（地方公務員法第28条第1項）  次の場合のいずれかに該当するときは、「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。  ①人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合  ②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合  ③①及び②のほか、その職に必要な適格性を欠く場合  ④職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合</p> <p>(2)懲戒免職（同法第29条第1項）  次の場合のいずれかに該当するときは、「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。  ①法律又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合  ②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合  ③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合</p> <p>4 定年制 なし</p> <p>5 その他の離職理由  ・死亡した場合  ・地方公務員法第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合</p>
退職手当	支給しません
服務	<p>任期中、以下の義務を負います。</p> <p>①法令等及び職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）</p> <p>②信用失墜行為の禁止（同法第33条）</p> <p>③秘密を守る義務（同法第34条）</p> <p>④職務に専念する義務（同法第35条）</p> <p>⑤政治的行為の制限（同法第36条）</p> <p>⑥争議行為等への禁止（同法第37条）</p> <p>⑦兼業を行うことができますが、兼業を開始した、又は兼業をしている場合には、速やかに所属課に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。</p>
その他	<p>1 社会保険 加入します。</p> <p>2 雇用保険 加入します。</p> <p>3 災害補償 北海道市町村総合事務組合または労働災害保険に加入します。</p> <p>4 健康診断 実施します。</p> <p>5 その他 公務のため旅行する場合は旅費を支給します。</p>

## 2 申し込み手続き

市販の履歴書に必要事項を記入し、下記4の問い合わせ先までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。（郵送の場合は締切日必着。ファックスおよび電子メールでの申込み不可）

※提出された履歴書等は、理由のいかんを問わず返還いたしません。

3 選考の方法等

提出のあった履歴書により書類選考を行います。(必要に応じて面接を実施します。)

4 問い合わせ、応募書類提出先

二セコ町幼児センター 担当：齊藤、佐藤、谷井

〒048-1501 北海道虻田郡二セコ町字富士見17番地

電話：0136-44-2700